第６３３号　JR 東日本労働組合横浜地方本部　２０２６年２月２２日

東日本ユニオン よこはま

ＪＲ東日本労働組合
横浜地方本部
発行者/小清水和彦

申第4号「労働時間（移動時分）の取り扱いに関する申し入れ」を横浜支社に提出!!

泊り勤務終了後、出張先へ行く場合に職場から出張先までの移動時間については、超勤として扱われるはずですが、職場ごとで移動時間の取り扱いが統一されていないのはおかしいと、組合員から声が上がりました。

すべての職場で同じ条件でなければならないという声を受け、東日本ユニオン横浜地本は、２月17日に申第４号「労働時間（移動時分）の取り扱いに関する申し入れ」を横浜支社に提出しました。

1、移動時分は、労働時間として算入すること。

2、移動時分に相当する未払い賃金（超勤）を支払うこと。

東日本ユニオンは、
安心して働ける職場づくりを行なっていきます。